

市立病院の今後のあり方検討会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる金沢市立病院（以下「市立病院」という。）について、今後市立病院に求められるあり方を検討するため、市立病院の今後のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市立病院に今後求められる機能等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 検討会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 本市の職員

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、保健局健康政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。